

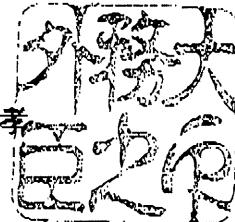


経協有償第13625号

平成16年12月17日

東京地方裁判所民事第49部
裁判長裁判官 富田善範 殿

外務大臣 町村信孝



文書提出命令申立てに対する意見聴取書（回答）

平成16年11月26日付で意見照会のあった「コトパンジャン・ダム建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）」及び「OECFとインドネシア政府との間に結ばれたコトパンジャン・ダム建設融資に関する「借款契約」（1990年12月14日、1991年9月25日）」については、以下の理由により民事訴訟法220条4号口に掲げる文書に該当すると認められる。

1. コトパンジャン・ダム建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）

(1) 円借款の供与に際しては、政府レベルでの検討を経て供与方針を決定した後、相手国と調整・協議を行い、最終的に閣議決定を踏まえて借入国政府との間で交換公文の締結がなされる。

(2) 本件申立ての対象となる「コトパンジャン・ダム建設融資に関する交渉過程での「討議の記録」（1990年）（以下「討議の記録」という。）は、我が国とインドネシア共和国との間で「コタパンジャン水力発電所及び関連送電線建設事業計画（I）」に対する円借款供与に係る交換公文締結の際に作成されたものである。

(3) 本件討議の記録は、円借款供与に係るインドネシア共和国との交渉の過程で行われた討議の主要内容を記録したものであり、インドネシア共和国政府との間で非公表を前提に作成された文書である。よって、これを公にすることは、インドネシア共和国の意思に一方的に反することになり、相互の信頼関係に基づき保たれている正常な関係が損なわれるおそれがある。また、相手国の意向にかかわらず公にした

ことが他国にも知られれば、現在円借款事業を実施している国や、今後実施するであろう他の国々から十分な情報を得ることができなくなるおそれがあり、ひいては円借款事業の遂行自体にも影響が及ぶおそれがある。

(4) また、討議の記録には、インドネシア共和国政府独自の事情を踏まえて記載した条項が含まれており、これを公にすることは、今後の円借款案件に係る交渉において他国の円借款案件と比較することにより、その国から条項等の見直しを求められるおそれがある。

(5) 以上のとおり、本件討議の記録は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民事訴訟法第220条4号ロに該当すると認められる。

2. OECFとインドネシア政府との間に結ばれたコトパンジャン・ダム建設融資に関する「借款契約」（1990年12月14日、1991年9月25日）

(1) 借款契約は、上記1. (1)の我が国と相手国政府との間で締結された交換公文の枠組みの下で、国際協力銀行と相手国との間で公表することを前提とせずに締結されるものである。

(2) 「OECFとインドネシア政府との間に結ばれたコトパンジャン・ダム建設融資に関する借款契約」（以下「本件借款契約」という。）は、未公表を前提にインドネシア共和国政府から提供された同国の財務状況等の信用情報や融資対象プロジェクトに係る詳細情報等に基づく規定が盛り込まれており、これらが公表される場合、インドネシア共和国政府の意思に一方的に反することになり、インドネシア共和国政府との信頼関係が毀損されるおそれがあるばかりか、同国の信用を毀損するおそれ、融資対象プロジェクトの円滑な実施を妨げるおそれがある。

(3) また、本件借款契約には円借款の供与に係る条件や相手国政府が守るべき事項（以下「融資条件等」という。）が詳細に記載されている。一般に借款契約に記載された融資条件等は、円借款事業の円滑な実施のため借入国毎に異なるものであり、本件借款契約を公開した場合、他の借款契約と比較することにより、国際協力銀行は、他の借入国等から相違について指摘され、締結済み借款契約の融資条件等の見直しを求められるおそれがある。同様に、他国との新規案件の交渉の際にも、公開された融資条件等とのバランスを強く意識せざるを得ない立場に置かれることと

なる。したがって、これらが公表されると、相手国の信用力や事業実施能力に応じた適切な条件設定を行うことができなくなり、円滑な円借款事業の実施を行うことができなくなるなど、国際協力銀行は、相手国との交渉上著しい不利益を被るおそれがある。かかる不利益は、当該円借款事業のみならず他の円借款事業に波及し得るものであり、その影響は計り知れないものである。

(4) 借款契約は、我が国の円借款実施機関である国際協力銀行が、円借款事業のプロセスの一部として、借入国との間で締結する契約であるが、これは外務省が行う政府開発援助の手法の一つである円借款に関する事務と不可分の関係にある。仮に、本件借款契約を公にすることにより、上記のような種々の問題が生じる場合には、外務省が行う円借款案件の検討、借入国との調整・協議に係る業務にも悪影響を与えるおそれがある。また、国際協力銀行の金融機関としての信用を失墜させ、その結果として我が国への信頼を損なうおそれがある。

(5) 以上のとおり、本件借款契約は、公務員の職務上の秘密に関する文書で、その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある文書であり、民事訴訟法第220条4号に該当すると認められる。